

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

~登録商標を「不使用取消」から守るために~

その1.

登録商標と同一又は社会通念上同一のものを継続して三年以上、日本国内において指定商品(役務)に使用していない場合、不使用取消審判において登録が取り消されます。

では、「社会通念上同一」とは、どの程度のものをいうのでしょうか？商標法第50条には、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称及び観念を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標が列挙されていますが、実務上特に問題になることの多い類型について、今回から3回に亘り具体例を挙げてご説明します。

☆ 二段書き商標 ☆

登録商標がローマ字と片仮名の二段書き、使用商標がローマ字か片仮名の一方のみという場合、以下のように判断されます。

「社会通念上同一」と認められたケース

登録商標	使用商標	審決(理由)
PRIDE プライド	PRIDE	使用商標と登録商標は、何れも同じ称「プライド」と観念「誇り、自尊心」を生ずる。

「社会通念上同一」ではないとして登録が取り消されたケース

登録商標	使用商標	審決(理由)
サーパス SERPAS	サーパス	使用商標からは造語「SERPAS」よりも、英単語「SURPASS」を想起し得る。

☑ここがポイント

二段書き商標の場合、各段の文字部分から生じる称(読み方)と観念(意味合い)が「一対一の関係」にない場合には、いずれか一方のみしか使用していなければ、登録商標は「不使用」と判断される傾向にあるため注意が必要です。

[弁理士: 足立 ゆかり]

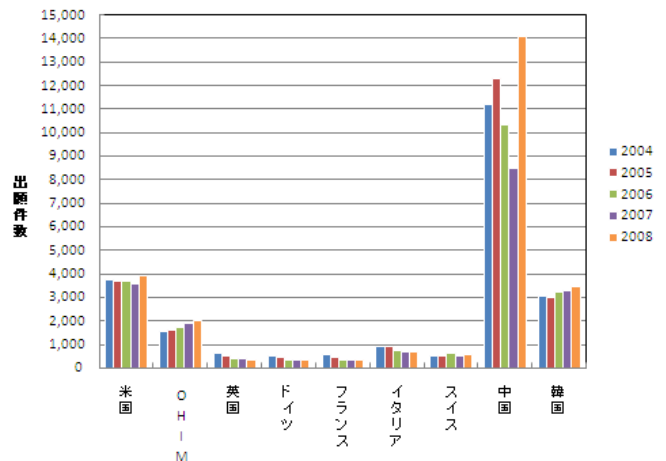
平成21年度 商標出願動向調査報告

特許庁が公表した「平成21年度商標出願動向調査報告」によれば、中国への出願件数が突出しており(日本の約5倍)、日本の出願人が海外で最も多く出願している国が、中国で、次いで、米国、韓国の順である実態が報告されています。

【各国・機関全体の商標出願件数の推移】

	2004年	2006年	2008年
日本	128,843	135,777	119,185
米国	248,406	277,579	294,070
OHIM	59,721	77,862	87,498
中国	587,925	766,319	698,119
韓国	108,464	122,384	127,910
インド	78,996	103,419	n/a
ブラジル	94,039	95,738	119,878
ロシア	40,877	52,984	57,112
合計	2,434,782	2,820,368	2,517,844

【日本国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較】



(上記グラフ及び数値は、いずれも同報告書より引用)

また、同報告書において、日本ではGDPと商標出願件数に高い相関関係がみられ、その他の主要各国では、GDPに対し商標出願件数は1年遅れて相関関係がみられた調査結果が報告されています。

[弁理士: 三上真毅]

